

第 6 3 号議案

豊川市上下水道事業経営審議会条例の制定について

豊川市上下水道事業経営審議会条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 6 月 5 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市上下水道事業経営審議会条例

(設置)

第 1 条 水道事業及び下水道事業（以下「上下水道事業」という。）に関する事項について審議するため、豊川市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

- (1) 上下水道事業の経営及び運営に関する事項
- (2) 水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道、公共下水道又は農業集落排水施設の使用者
- (3) 公募による市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表するとともに、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者、市職員その他関係者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、水道事業及び下水道事業に関する事項について審議するため、豊川市上下水道事業経営審議会を置く必要があるからである。